

藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例（令和2年藤沢市条例第12号）第5条の規定により、次のとおり徴収対象区域を定めたため、これを公告する。

なお、その関係図面は、公告の日から2週間、下水道計画業務課において一般の縦覧に供する。

2026年（令和8年）4月16日

藤沢市長  
鈴木 恒夫

1 公共下水道事業受益者分担金

徴収対象区域	該当する土地の地番
相模川流域処理区	用田543番3、543番4、543番5、 543番8、543番9、543番10、 543番15、544番3、544番4、 544番5、544番9、544番10、 557番1、557番2、557番4、 557番7、558番3、558番5、 558番6、558番7の一部、 779番4 宮原3355番、3356番1、 3357番1、3483番1、 3486番2、3492番1、 3492番4、3492番6、 3492番7、3492番8、 3492番13、3492番14、 3492番15、3492番16、 3492番18、3492番20

以上